

2010年8月

## メンバー各位

### 米国の本船対応計画(VRP) - 救助活動と海上消火活動の要件 (US Vessel Response Plans (VRPs) – Salvage and Marine Firefighting Requirements)

最終規則 – 2008年12月31日

実施期限 – 2011年2月22日

## 救助契約書

### このサーキュラーは、米国諸港に入る、油を運送中のタンク船に適用される

2009年6月付けのサーキュラーでは、油を輸送中のタンク船に関する「本船対応計画(VRP)上の救助活動と消火活動の要件」(33 CFR part 155)を改正する米国コースト・ガード(USCG)最終規則についてお伝えした。この最終規則は2009年1月30日に施行され、米国諸港に入るタンク船の所有者は、救助活動および海上消火活動の役務提供者と契約を締結し、さらにそれら役務提供者の名を該当船舶VRPの表に記載しなければならない。現在VRPを必要とする船主および運航者は、この救助活動と海上消火活動の新要件を満たす修正計画書を作成の上、これを2011年2月22日までに提出しなければならない。この修正計画書は2010年9月1日より提出可能だ。USCGの格付けする「油濁対応組織」(OSRO)の場合とは異なり、救助業者および海上消防隊が15の基準に基づく能力を有することを保証し、その旨を証明するのは船主もしくは運航者の責任であることを銘記すべきだ。この基準はAnnex 1に列挙する。船主と救助業者は最終規則に関し、いくつかの質問を出している。USCGは「良くある質問」(FAQ)をホームページに掲載し、これを随時更新している。

次のURLにアクセスされ、指示に従って「FAQs」欄をご覧ください。

[www.uscg.mil/vrp](http://www.uscg.mil/vrp)

- 「Frequently Asked Questions」の項目中「General」を選択
- 「\*\*Salvage and Marine Firefighting Frequently Asked Questions\*\* NEW」を選択
- PDF版の「SMFF FAQ」を選択(注:8月18日現在の最新版は2010年7月9日付けのもの)

## 最終規則

最終規則は、新たな役務対応時間、必要な救助活動および海上消火活動の各要件、救助活動および海上消火活動の役務提供者の審査基準などを制定し、救助業者および海上消防隊が、最悪の事態を含め、そこまでの事故への対応に必要な装備と人的資源を提供するに適切な能力を持つべきことを確実にしめる。

船主は、役務対応時間の要件を満たし得ぬ場合は一時的延期申請を提出しなければならない。

## 契約と資金提供

協定は契約(または他の承認された手段)によるものでなければならない。契約書には、資源提供者(救助業者)が計画書の要件を満たす能力があり、かつそれを満たすことを確約するつもりであることを明確に定めて

おくべきだ。契約の一部として、船主は文書による資金提供協定を結ばねばならない。この資金提供協定の目的は、事故に際し、資金提供の交渉により救助業者や海上消防隊の対応に遅れが生じないようにすることを確実にしめるためだ。この資金提供協定は、同協定の有効期間に関する記述が含まれたものでなければならず、加えてVRPの承認を求める際にUSCGに提出されなければならない。USCGは、一定の条件付きでロイズ・オープンフォーム (LOF) を容認するとしている (Annex 2参照)。事実上、これはSCOPIC条項付きのLOFを指しているようだ。

本件は一義的にはP&I保険担保の問題に関することではないが、国際グループ (IG) はこれら協定を検討するためのガイドラインを策定しAnnex 3としてここに添付する。これらは、補償、指揮権、保険などの問題に関するものだ。このようなガイドラインの背景をもとに、IGの「VRP作業部会」は下記4社の救助契約書の見直しを行った。

- DonjonSmit版 2010年6月7日
- MRA—Marine Response Alliance, LLC 2010年8月2日
- Resolve—Resolve Salvage & Fire (Americas), Inc 2010年6月14日
- T&T Bisso—OPA90 Ship Agreement Non-US 2010年4月22日
- T&T Bisso—OPA90 Ship Agreement US Owners 2010年6月15日

これらの契約書がガイドラインに沿っているものであることは確認することができる。救助業者もまた、USCGがこれらの契約書を検討し、それらが資金提供要件を満たしていることを伝えてきた旨をIG・VRP作業部会に知らせてきた。救助業者に対しては、USCGからのその旨の書簡が出されている。

加えて、IGはこれら契約書中の価格料率の比較を行った。この比較はAnnex 4(訳注)として添付されているが、これは各位のご参考までに作成したにすぎない。

おわかりのように、これら契約書の構成は(業者によって)かなり異なるもので、したがってこの比較は単なる説明用資料であるにすぎない。すべての料金と役務を含む包括的なリストについては各救助業者にご照会いただきたい。

メンバー各位には、特定の契約・資金提供協定の選定については、それぞれの船体保険者と相談され、また救助業者については、彼らが米国配船先のすべての地域において15の基準(Annex 1)を満たす資源を提供できるか否かを確認されることをお勧め申し上げます。

以上

(訳注) Annex 4は翻訳を省略しましたので、必要に応じて英語版をご覧ください。

(翻訳)

ブリタニヤP&Iクラブ 日本支店

本サーキュラーは英語版の日本語訳です。日本語訳と英語版の間に齟齬がある場合は英語版の内容を優先下さるようお願い申し上げます。

同様のサーキュラーがP&I国際グループ加盟の他クラブからも発行される。

本サーキュラーは専用バインダー Section 4. Pollutionにお綴じ下さい。

## Annex 1

### 33 CFR part 155.4050 — 救助業者と海上消防隊の適切であることの確認

#### 15の基準

- a) あなた(計画書の所持者)には、自らの計画書に入れるつもり資源提供者(救助業者)が適切であることを決める責任がある。
- b) あなたは、資源提供者の妥当性を決めるにあたり次の選定基準を検討し、それを可能な限り最大限に満たす資源提供者を選定せねばならない。すなわち、資源提供者は、
- (1) 必要な対応業務を現在行っている。
  - (2) 装備の配備を含め、成功した救助および海上消火のいずれか、または双方の活動に参加した実績につき、文書で裏付けられた歴史を保持している。
  - (3) 対応業務を行うに必要な装備を保有するか、その使用契約を締結している。
  - (4) 文書で裏付けられた訓練証明および学位(造船学、火災科学など)を持つ人員を有している。
  - (5) 24時間体制で利用可能の人員および装備、さらには規則中の時間要件に適合する対応時間の実績を保持している。
  - (6) 継続中の一連の訓練計画を持っている。海上消防隊については、NFPA(訳注)1001、1005、1021、1405および1561の訓練指針(これら5項目は§ 155.140での引用により攝取されている)を満たし、これに相当する訓練を行うか、または経験を通してその能力を証明する。
  - (7) 操練や演習への参加で合格した記録がある。
  - (8) 実際の事故で使われ承認された、救助活動または海上消火活動の計画を保持している。
  - (9) 国内または国際的な組織の双方またはいずれかへの加盟会員である。
  - (10) 彼らが提供するつもり救助活動と海上消火活動の役務のいずれか、または双方に対する保険担保を維持している。
  - (11) 活動を支えるための十分な事前資金を保有している。
  - (12) 船舶が運航される特定地域の地理的環境(例えば海底の種類、海水の濁度、水深、海上模様および最高・最低気温)で活動する装備と経験を有している。
  - (13) 困難な海上模様や海面状態の中での作業時間の延長継続に必要な後方業務と輸送業務の支援能力を持っている。
  - (14) 救助と海上消火の活動役務に従事する作業員の健康と安全を保護するために必要な技術管理、経営管理および身体防護具に対する管理を実施する能力を持っている。

- (15) 自らが契約し、現地「USCG港湾区司令官」(COTP)管轄域ごとの「地域不測事態対応計画」(ACP)に盛り込まれた、救助活動と消火活動に関する習慣(protocol)に精通している。
- c) あなたが選ぶ資源提供者は、上述の選択基準をすべて満たす必要はない。しかしながら、同提供者はこれらの基準を可能な限り最大限に満たすことを基礎に選定されて然るべきだ。
- d) 資源提供者を選ぶにあたり、あなたはこれらの要素が考慮されたことを自らの対応計画書の中で保証せねばならない。

外部消防隊とは、本船乗組員は別にして、船に乗り込んで船上で消火活動を行う能力のある、訓練を受けた消火活動要員をいう。

本船外消防体制とは、本船外部からの消火活動ができる消防資源(人員と装備)をいう。これら資源の中には消防用タグ、持運び式消火ポンプ、航空機、ヘリコプター、陸上消防車が含まれるが、それに制限されない。

資源提供者とは、人員、装備、必需品その他で、救助活動および海上消火活動のいずれか、またはその双方の遂行に必要な能力を提供し、対応計画書の中で特定され、契約その他の承認された手段により手配された実在者をいう。資源提供者は§ 155.4050に従って選定された者でなくてはならない。海上消火活動に関しては、資源提供者は§ 155.4045(d)の要件に従って、それに必要な役務の提供が可能であり、かつそれを快く提供する用意がある限りにおいて、公共の消防資源を(自らの資源に)含むことができる。(訳注) 全米防火協会

## Annex 2

### 契約と資金提供協定

SMFF規則 : よくある質問

抜粋 :

#### 4. 資金提供協定の代わりにロイズ・オープンフォームを使うことができるか

ロイズ標準海難救助契約書式(LOF)は特定の装備および役務に関する協定価格料率を含まず、従ってそれのみでは資金提供協定の定義に合致しない。(本件での)取り締まりの意図するところは、価格その他の契約に関する交渉のための対応の遅れを阻止することにある。USCGは、次の条件のもとで資金提供協定の代わりにLOFを検討する用意がある。

- 1) LOFが、元請け資源提供者と船舶の所有者または運航者の間の契約書全文と共に提出され、同契約書の中で特定されていること、および
- 2) LOFは、それが契約書その他の承認された手段と共にUSCGに提出される際に、元請け資源提供者と船舶の所有者または運航者により署名されること。
- 3) LOFが上述のように提出されれば、契約に関する交渉による遅れを阻止する取り締まりの意図は満たされたことになり、そのような提出は33 CFR 155.4025に定められた契約その他の承認された手段に関する定義のもとの容認可能な一選択肢であると我々は考えてよい、とUSCGは信じる。

## 5. その他の標準海難救助契約書式の使用はどうか

その他の標準海難救助契約書式については、そのような書式が上述のLOFに関して述べられたものと同様なやり方で提出されれば、USCGは、それを資金提供協定に代わる契約その他の承認された手段のもとで容認し得る一選択肢として考慮することができる。

## Annex 3

### 救助契約書の米国VRPへの挿入に関する国際グループのガイドライン(船骸撤去を除く)

#### 1. 船主代理人

船主は救助作業に付き添うための代理人を指名することができる。当該代理人は、作業の管理に関し、可能であればサルベージ・マスターの相談を受け、(作業)時間記録を毎日見るべきこと。特定の活動または費用に関して意見の違いがあれば、船主代理人はその後の係争に備えて記録を残すために異議申し立て書を出すべきこと。

#### 2. 指揮権

救助活動の間の全体の指揮権はサルベージ・マスターにあることが認められているが、契約書には、救助業者に対し作業の間に船主または船主代理人と協議することを求める条項を盛り込むべきこと。同様に、船主代理人はサルベージ・マスターや請負業者の代理人に助言を申し出ることを許されるべきこと。

#### 3. 資金提供

クラブは事前の資金提供保証を行うことはない。

SCOPIC条項が適用される場合は、無修正のSCOPIC条件が適用される。資金提供協定が単に時間と資材に関する契約であれば、それはP&I保険担保の対象外として(船主は)財物保険者と話し合うべき問題となる。船主は次の諸点を考慮すべきであろう。

- (i) 一定の限度額によること。
- (ii) 役務の提供期間に期限が付されていること。すなわち、保証状は、適当な一定期間内(例えば事故発生日より7日間)の対応役務提供に要した費用を保証し、期間の延長は保証人の文書による同意があるべきこと。
- (iii) 保証人の責任が24時間前の通告をもって終了する旨の「ホール・オフ」(撤収)条項を盛り込むべきこと。

#### 4. 救助報酬

請負業者およびあらゆる下請け業者は当該契約で認められたものを超える救助報酬を得る権利を持たず、さらに船主がそのような報酬の支払い責任を負う場合には請負業者が直ちにこれを補償する旨を明確にすべきこと。

## 5. 補償

船主と請負業者の責任については各条項は公平であり、かつ重過失ではなく単純過失に基づくものであるべきこと。かくして請負業者は自らとその使用人の怠慢な行為等に関して責任を負い、船主は自らとその使用人の怠慢な行為等および汚染の状態がなければ発生しなかったであろう損害に関して責任を負うべきことになる。

## 6. 保証

契約書には、役務と装備がその使用の目的に十分かつ適切なものである旨の保証を含むべきこと。米国における役務に関する契約については、救助業者は33 CFR 155.4050に定められた15の基準を満たすべきこと。

## 7. 保険

請負業者が自ら提供する予定の役務に対する責任に対応する保険を確実に維持することに留意すべきこと。

## 8. 準拠法と裁判管轄

英国法および英国の裁判管轄。一定の状況のもとでは他の裁判管轄が適切なことがある。

## 9. 過剰請求

請負業者が契約書に支払期限を定める場合は、一定期間(およそ30日)内に金額の80パーセントを支払い、残額を係争解決後に支払う旨の規定を盛り込むべきこと。

## 10. 利息

未払いの残高に対し利息が請求される場合には、通常の通商上得られる銀行貸付利率に1または2パーセント上乗せしたものとすることが望ましい。

## 11. 守秘義務

契約書の中には守秘義務の規定を含むものがある。このような規定は、少なくとも船主が自らのP&Iクラブと契約について相談し得ることを保証すべきこと。

(訳注) Annex 4(価格料率等の比較)は翻訳を省略いたしますので英語版をご参照下さい。